

平成 20 年度岩手県社会福祉事業団事業報告

概要

平成 20 年度においては、中期経営計画アクションプランに基づき、施設福祉から地域福祉へのシフトに応じていくため、障がい者就業・生活支援センターや岩手県立社会福祉研修所跡地を利用した地域生活支援センターを開設するなど障害福祉サービス事業の拡充を図り、安心して生活できる地域社会づくりに努めた。

各施設においては、利用者の人権尊重を基本に据えた人権侵害の防止の取り組み、福祉サービス第三者評価機関による評価の受審及び苦情解決事業等による福祉サービスの改善、適切なケアマネジメントによる利用者の地域生活への移行に努めるとともに、施設機能を活用した各種事業を展開し、在宅障がい者（児）等の地域福祉の拠点としての施設の役割の発揮に努めた。

また、豊かな人間性と高い専門性を持った職員の育成を図るために、目標管理制度、人事考課制度を試行的に導入し、職員の能力開発に努めた。

なお、県立松山荘については、3 年間の指定管理を終え、平成 21 年度から当事業団に移管されることとなった。

1 利用者が安心できる利用者本位のサービスの提供

「事業団職員倫理綱領」及び「職員行動規範」並びに各施設の行動基準等の遵守の徹底を図るとともに、職員個々が利用者に対する自らの行為を点検する「人権侵害防止自己チェック」を実施して、利用者の人権を尊重した援助の充実に努めた。

サービスの提供に当たっては、利用者の意向や個別の障がいの状況に応じ、ケアマネジメント手法を活用した個別支援計画を作成し、定期的にモニタリングを実施するとともに、満足度調査、福祉サービス第三者評価機関による評価の受審及び苦情解決事業、QCサークル活動を実施し、サービスの質の改善に努めた。

2 地域福祉の拠点としての取り組み並びに地域生活移行の推進

地域の多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、新たに岩手中部障がい者就業・生活支援センター、地域生活支援センター「歩夢」を設置した。

また、就労活動相互支援事業、子育て支援短期利用事業、短期入所事業、保護施設通所事業、居宅介護支援事業を推進するとともに介護予防教室等への健康運動指導士等の派遣、好地荘における救護施設居宅生活訓練事業の開始など、施設機能を活かし、在宅の障がい者や児童及びその保護者、高齢者が自立した生活を継続できるよう支援の充実に努めた。

2 年目を迎えた県立療育センターでは、発達障害者支援センター運営事業と障害児等療育支援事業との一体的な運営により、県内の療育の拠点としての体制の整備に努めた。

地域生活移行の推進にあたっては、地域移行型ホーム軽井沢利用者 32 人のケアホーム移行を推進するとともに、利用者が希望する北上市や八幡平市にケアホームを新設するなど、事業団のスケールメリットを活かした取り組みを推進した。

3 指定管理施設等の運営の充実

県立療育センターにおいては、診療機能の充実のための各種医療機器の導入、超重症児受入病棟の改修等施設整備を積極的に推進した。また、障害者支援施設として、いわてリハビリテーションセンターと連携して、高次脳機能障がい者を受け入れる等総合的な療育支援体制の構築を図った。

さらに、発達障害者支援センター運営事業と障害児等療育支援事業の一体的な運営を行い、県内の療育の拠点としての体制整備に努めた。

3年目を迎えた県立視聴覚障がい者情報センターにおいては、全国の図書情報を収集して、点訳・音訳奉仕員の協力により点字図書、録音図書、CD図書の整備を進めるとともに、プライベートサービス、対面朗読などの充実を図り、利用者個々のニーズに応じたサービスの提供に努めた。点訳・音訳奉仕員の養成講習会を実施して、高度な技能を有する奉仕員の養成を図るとともに、奉仕員の集いの開催により、ボランティア活動の活性化に努めた。

また、広域圏を対象とし、一般向けの点字・音訳、手話・要約筆記スクール（体験学習）を開催し、コミュニケーション支援の理解と啓発・普及に努めた。

いわて子どもの森では、豊かな遊びの環境と多様なプログラムを提供し、次代を担う想像性豊かな児童の健全育成に努めた。県内児童館等の中核拠点施設として、各地域の児童館、関係機関、団体等との連携を強化し、あそびを通じて子どもをサポートする人材の育成と、多様な視点から子どもに関わる地域の子どもの環境の充実に向けた豊かな「子育て」「子育ち」ネットワークづくりに取り組んだ。

また、乳幼児と保護者のいのちのつながりの大切さに気づくワークショップ及び情報交換会「いのちのおはなしキャラバン事業」を巡回で実施した。

社会福祉研修に関しては、県から「平成 20 年度社会福祉研修」を受託し、効果的かつ効率的な研修を実施するとともに、社会福祉従事者等の多様な研修ニーズに対応した生涯福祉研修を実施するなど、社会福祉従事者等の育成・資質向上の推進に努めた。

4 自立的、自主的な法人経営及び施設運営の確立

「経営基盤確立のための基本的取り組み方針」策定以後の当事業団を取り巻く環境が大きく変化していることから、経営改善検討委員会において、新たな時代に対応できる事業団作りに向けて、今後の施設のあり方や職員削減計画について検討を深め、「平成 28 年度の自立的経営に向けた経営改革の推進について」を策定し、更なる経営改革を推進していくこととした。

また、入所施設における利用率の向上に努めるとともに、障がい者就業・生活支援センターや地域生活支援センターの開設、平成 20 年度社会福祉研修の受託等、事業の拡充による収入の確保に努めた。

さらに、目標管理制度、人事考課制度を試行的に導入し、職員の能力開発及び人材育成に努めた。

5 職員の資質の向上と適正な事務事業の推進

質の高いサービスを提供するため、各施設における職場研修を推進するとともに、職員の社会福祉に関する資格取得の奨励に努めた結果、6人が精神保健福祉士等の国家資格を取得した。

なお、障害者自立支援法で必要とされるサービス管理責任者の資格取得の推進にも努めた。

また、新規採用職員に対する個別指導の充実に努めたほか、各施設で非常勤職員研修を実施するなど、非正規職員の資質の向上を図った。

予算の執行に当たっては、的確な収支計画の作成及び点検確認を徹底し、資金管理、財務管理の適正を期したほか、コンピュータシステムの機能拡大により、事務処理の迅速化や利用者援助記録情報の共有化を図り、利用者サービスの向上に努めた。